

清瀬市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

平成31年3月5日

清瀬市長 渋谷 金太郎

(目的)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、法人格を有する団体（以下「法人」という。）に対して、市の公共施設等（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、その対価を市の歳入として得る事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施することにより、市の新たな自主財源を確保することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 市は、第7条の規定により、市と契約を締結した法人（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）に施設等のネーミングライツを付与し、ネーミングライツ・スポンサーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を市の歳入として得る。

2 市は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を、当該ネーミングライツ事業の契約期間中、使用するものとする。ただし、条例に規定のある施設等の名称については変更しないものとし、市長が必要と認める場合には、条例に規定する名称を使用することができる。

(事業の種類)

第3条 ネーミングライツ事業の種類は、市が指定した施設等についてネーミングライツ・スポンサーを募集する「施設特定募集型」と、法人が愛称を付けたい施設等を特定しネーミングライツの付与に関する提案を募集する「提案募集型」によるものとする。

(事業の募集)

第4条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、必要事項を定めた募集要項を事業毎に作成し、原則として公募する。

(申込)

第5条 市長は、ネーミングライツ事業に応募する者（以下「申込者」という。）に、別に定める申込書に必要な書類を添えて、提出するよう求めるものとする。

(審査)

第6条 市長は、別表に掲げる委員により構成する選定委員会を設置し、申込者から提出された書類等について審査を行い、優先交渉権を付与する法人（以下「優先交渉権者」という。）を決定する。

2 市長は、前項の規定による審査結果について申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 市長は、優先交渉権者とネーミングライツ料、期間、解除の方法等に関する協議を行い、双方合意の上、契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がなかった場合

(2) ネーミングライツ・スポンサーが法令等に違反し、又はそのおそれがある場合

(3) ネーミングライツ・スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生した場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において、ネーミングライツ・スポンサーに損害等が生じた場合であっても、市はその責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 ネーミングライツ・スポンサーは、ネーミングライツを譲渡し、転貸してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

委員会を構成する者	
委員長	副市長
委員	企画部長、総務部長、企画課長、秘書広報課長、総務課長、その他市長が必要と認める者